

(ご参考：12/1) 経済関係ニュースレター（在シアトル総領事館）

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、[こちら](#)までメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、

[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月1回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

日ワシントン州経済関連ニュース

(1) アマゾン社がビジネス向け AI 搭載アシスタント「Amazon Q」を発表

11月28日、アマゾン社は、独自の生成 AI を搭載したデジタルアシスタント「Amazon Q」を発表した。従業員が書類を要約したり、社内のフォームに自動的に記入したりといった日常業務を支援する企業向けのサービスで、OpenAI の ChatGPT やマイクロソフトの Copilot と競合する。 ([11/28 付シアトルタイムズ記事](#))

(2) シアトル市で4人家族に必要な生活費は最低10万2,000ドル

ワシントン大学社会福祉学部をはじめとする2件の調査によると、現在、シアトル市において4人家族の住居費、食費、養育費、医療費及び交通費等の生活費を賄うには、少なくとも世帯年収が10万2,000ドル必要である。2005年以来、同80%の増加となり、シアトル市は、米国において最も生活費の上昇率が高い都市となった。2023年の同生活費は、2022年からの1年間で1万6,000ドルも上昇しており、これは、シアトル地域に高収入の雇用を多数生み出したテクノロジーブームの影響が長引いたものである。 ([11/25 付シアトルタイムズ記事](#))

(3) ワシントン州で不法移民が増加

米国勢調査局の最新データを基にしたピュー研究所の調査によると、ワシントン州では2017年から2021年の間に不法移民が約6万人増加した。米国で同人口が増加したのは、ほかにはフロリダ州のみであり、同州では約8万人増加した。2021年のワシントン州における不法移民の総人口は約30万人で、全米ではマサチューセッツ州と並んで9番目に多い。2021年のワシントン州では、22万人の不法移民が雇用されており、州内雇用者総数の5.6%を占めた。サービス業や建設業が多い他州とは異なり、ワシントン州では有職者である不法移民の大半が、専門的、科学的、技術的サポートを提供する企業でのホワイトカラー職やビジネス・サービス職に就いている。米国で働く不法移民の多くは、観光ビザ、学生ビザ及び就労ビザで合法的に米国に入国しており、ビザの期限が切れた後も米国に留まることで不法移民となっている。これは、特にアジア出身者に多く見られる。

[\(11/24 付シアトルタイムズ記事\)](#)

(4) 州理事会、ガス機器抑制のための建築基準法を承認

ワシントン州建築基準審議会は、来年3月15日から予定されている新しい商業用および住宅用建物のエネルギー効率を高め、二酸化炭素排出量を削減する新たな修正規定を承認した。これは、ガス暖房の禁止や電気ヒートポンプの設置を直接的に義務付けるものではないが、ガス暖房を使用する新たな建築物には、ヒートポンプと同程度の熱効率を要件としており、建設業者がガス暖房を使用した場合、熱効率の低下分を建設計画全体で補うことが求められる。ワシントン州では、当初、新築の建物におけるすべてのガス機器の使用を禁止することを提案していたが、連邦裁判所の判決により阻止された。建築物の暖房は、ワシントン州の温室効果ガス排出量全体の約23%を占めているが、今般の新たな規定により、州では、2030年までに建築物の排出量を70%削減し、2050年までに完全に削減することを目指している。 ([11/30 付シアトルタイムズ記事](#))

その他、ジェトロビジネス短信記事より

2023年11月30日 [ロサンゼルスで世界最大規模のオートショー開催](#)

2023年11月29日 [米年末商戦、感謝祭休暇5日間の買い物客数は前年を上回るも、後払い決済サービスの利用が増加](#)

2023年11月28日 [米フロリダ州で日本食イベント「WOW! JAPAN in Miami」初開催、ホタテなど日本産水産物PR](#)

2023年11月27日 [米コモーション、都市部で新たなモビリティを推進するイベント「CoMotion LA 2023」を開催](#)

2023年11月24日 [ジェトロ、SF市内で日本の水産物のPRイベント実施、岸田首相が来場](#)

2023年11月24日 [日本食レストランが急増するボストンで日本産食品の商談会開催](#)

総領事館からのお知らせ

(1) 風呂敷ワークショップ

かつては旅商人たちに使われ、最近では、エコバッグとしても注目を集める日本の伝統的な風呂敷。こちらのワークショップでは、当館の広報文化班職員が、風呂敷の知られざる使い方と魅力を紹介します。

日時：令和5年（2023年）12月2日（土）午後2時～午後3時

場所：サムナー図書館 1116 Fryar Avenue, WA, 98390

参加費：無料

ウェブサイト：詳細は[ピアース郡図書館ウェブサイト](#)をご覧ください

(2) JIA 生活情報セミナー『アメリカで暮らすわたしたちが犯罪にまきこまれないために』

当館の邦人擁護担当領事が、ワシントン州の治安情勢や当地で犯罪に巻き込まれないための対策をお伝えします。質疑応答の時間も用意されています。

日時：令和5年（2023年）12月2日（土）午後1時～午後3時

場所：Japanese Cultural Community Center of Washington Seattle (JCCW) 1414 S Weller St Suite C, Seattle, WA 98144

参加費：無料

参加登録：[こちらのページ](#)からお申込みください

(3) 英語で学ぶコンピュータ・サイエンス Season 6 第3回（再掲）

Web 会議システムの「Zoom」を使って、シアトル（アメリカ）からエンジニアがプログラミングの基礎について英語で授業を行う「英語で学ぶコンピュータ・サイエンス

(CS in English)」。今回の「Hour of Code: Dance Party: AI Edition / Hour of Code: ダンスパーティー-AI バージョン」は、プログラミングを通じて音楽に合わせて踊るだけでなく、AI の創造力を体験し、世界とつながる喜びを感じるイベントです。音楽とテクノロジーが融合したこのキャンペーンで、世界のリズムを体感しましょう！

日時：【シアトル時間】2023 年 12 月 2 日（土）16 時 30 分～18 時 00 分

【日本時間】2023 年 12 月 3 日（日）9 時 30 分～11 時 00 分

参加方法：オンライン

参加費：無料

対象：小・中学生（8 歳～15 歳ぐらいまで）

※内容は小中学生向けですが、高校生も参加可

定員：120 名 ※先着順

ウェブサイト：[CS in English](#)

編集後記：「日本では家の中で靴を脱ぐけれど、アメリカでは履いたまま」というのが一般的なイメージかと思いますが、[シアトルタイムズの読者アンケート](#)によると、回答者の 87%が自宅では靴を脱いで生活しているそうです。別の調査によると、アメリカ全体では 63%なので、やはり雨が多いこの地では、濡れた靴のまま家を歩き回るのはさすがに嫌だ、という人が多いのかもしれませんが。それでも、誰かのお宅にお邪魔して「靴を脱いでください」と言われることは滅多になく、よくあるのが「どっちでもいいよ」という返事。その結果、同じ部屋に土足の人と靴下の人が混在するというのが、私のよく遭遇するシアトルの足元の光景です。その度に、ここはアメリカ、細かいことは言うまい、と密かに自分に言い聞かせています。

（注意点）本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するもので

はなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の 情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3か月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。https://www.seattle.us.embjapan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:配信停止)

当館が把握しているワシントン州日系企業に本ニュースレターをお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101